

ホテル・旅館の経営者・人事責任者の皆様へ

ホテル・旅館の外国人雇用ルールが 大きく変わります

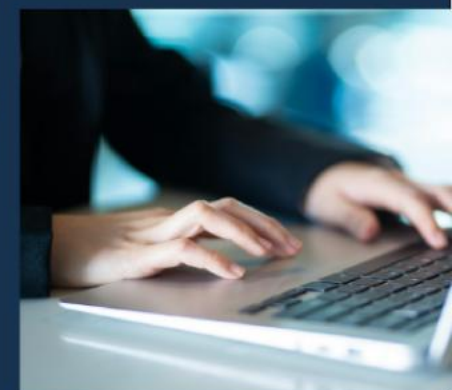
「フロント・通訳」 技人国ビザのNGラインと 2027年対応

2026年1月23日 政府決定

「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」により
審査・在留管理の厳格化が本格始動

行政書士法人タッチ（国際業務専門）

2026年8月



外国人雇用を取り巻く「3つの変化」が同時に進行

1

すでに進行中

技人国審査の厳格化

「フロント」「通訳」名目の技人国の審査が激変。現業兼務の常態化が問題視され、更新時に詳細な業務説明やタイムスケジュールの提出を求められ、不許可が出始めています。

2

2026年3月9日～

派遣の新ルール適用

派遣元・派遣先双方の誓約書が義務化。派遣先への実地調査も明記され、「派遣会社任せ」が通用しなくなりました。

3

2027年4月施行

不法就労助長罪の厳罰化

5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金へ。過失でも処罰対象で、派遣先企業も問われます。

4

2027年4月施行

育成就労制度スタート

技能実習に代わる新制度。宿泊業は対象分野であり、現場人材の採用ルートと社内体制の再設計が必要になります。

本資料では、技人国のNGライン（①）と派遣の新ルール（②③）を中心に、貴社が確認すべきポイントを整理します。

厳格化は突然ではない — 入管庁が段階的に埋めてきた「外堀」

STEP 1

課題の浮上

インバウンド増加に伴い「フロント」「通訳」名目の技人国採用が拡大。実態は清掃・配膳等の現業兼務が常態化し、入管庁が問題視。

STEP 2

受け皿の整備

フロント・接客・レストランサービス等を幅広く行える「特定技能（宿泊）」を整備。「現場で働ける正規のビザがない」という言い訳が消滅。

STEP 3

ガイドラインで警告

技人国の明確化資料や特定技能との活動の違いを公表し、「本来業務とかけ離れた現業の常態化は不可」というメッセージを発信。

STEP 4

総合的対応策で決定

2026年1月23日、閣僚会議決定。資格該当性のない業務への従事を調査し、審査を厳格運用する方針を明記。実地調査の方針も示される。

「今まで許可が出ていたから大丈夫」「多少の兼務は黙認される」という前提は、もはや通用しません。

宿泊業の役割分担 — 入管庁が示した「すみわけ」

	特定技能1号（宿泊）	特定技能2号（宿泊）	技人国
役割イメージ	マルチタスクスタッフ（現場の即戦力）	現場のリーダー・責任者（マネージャー・部門長）	本部の企画・管理・専門職
フロント業務	○ チェックイン・観光案内・ツアー手配等	○ 1号の業務＋シフト管理・トラブル対応・スタッフ指導	○ 可能（ただし現業との兼務は不可）
接客・レストランサービス（配膳・下ごしらえ等）	○ 主な業務に含まれる	○ 主な業務に含まれる	× 恒常的な従事は不可
客室清掃・ベッドメイク	主たる業務は不可・付随的な従事は可	主たる業務は不可・付随的な従事は可	不可（臨時対応を除く）
企画・広報	○ プラン立案・SNS発信等は主な業務	○ 可能	○ マーケティング・専門的企画等

重要：特定技能と技人国は「できる仕事」が根本的に異なります。フロント・接客・配膳などの現場業務を主たる仕事にできるのは特定技能（宿泊）。技人国は語学力・専門知識を要する業務（外国語対応のフロント・企画・通訳翻訳等）に限られ、現業の恒常的な兼務はできません。同じ「フロントスタッフ」でも、語学を活かす専任業務なら技人国、現場をマルチにこなす働き方なら特定技能——任せる業務の中身で資格が決まります。

「フロントだから技人国でOK」の落とし穴 — 兼務のNGライン

× 技人国での「恒常的な」兼務が認められない業務

- ・ 客室清掃・ベッドメイク
- ・ レストランでの配膳・片付け（皿洗い等）
- ・ 荷物の運搬（ベルボーイ業務）
- ・ 備品の補充・館内巡回

※一時的な対応は許容されます。

フロント業務中に急遽お客様の荷物を運ぶ等は問題ありません。問題なのは、最初からシフトに組み込まれている・毎日一定時間を現業に費やしているケースです。

○ 技人国で認められる業務

- ・ フロント業務（語学・専門知識を活用する業務として）
- ・ 本部の企画・マーケティング・広報・経理
- ・ 宿泊プランの企画・立案
- ・ 通訳・翻訳など学術的素養を要する専門業務

判定の目安：チェックインや電話対応で語学を使っている、実態として現業を恒常的に兼務していれば「国際業務」とは評価されません。

※客室清掃・ベッドメイクは、特定技能（宿泊）でも日本人従業員が通常行う関連業務として付随的な従事は可能です（専従・メインは不可）。清掃を主業務とする受入れはビルクリーニング分野ですが、受入れ機関は建築物清掃業等の登録事業者に限られ、宿泊施設は登録清掃事業者への業務委託が実務ルートです。

不許可が連発する3つの類型 — 一番危ないのは「混在型」

① 虚偽申請型

論外・犯罪

技人国該当業務と偽って申請し、実際は清掃・配膳等に従事させる。在留資格等不正取得罪・不法就労助長罪に該当する完全な不法就労。

② 誤認型

不許可が連発

「フロント」「通訳」なら何でも技人国該当と誤認しているケース。語学を使っている現業兼務が実態なら該当せず、これまで許可が出ていた配置でも不許可が相次いでいます。

③ 混在型

実態上頻発・最も危険

該当業務と現業が混在し、申請書には該当業務のみ記載。例：日中はフロント・通訳だが、毎朝2時間はシフトに組み込まれた客室清掃。

「関連業務だから大丈夫」ではありません。

現業が許容されるのは臨時的・例外的な場合のみ。毎日決まってシフトに組み込まれた現業は「恒常」であり、更新審査等で申請内容との食い違いが判明すれば、不許可では済まず、在留資格の取消しや刑事責任に発展するリスクがあります。

派遣形態の技人国に新ルール — 2026年3月9日申請分から適用

フロント・通訳・宴会スタッフ等を派遣で受け入れるホテル・旅館は要注意。2026年2月24日公表の入管庁の新たな取扱いにより、派遣元だけでなく派遣先（受入施設）の審査・責任が大幅に強化されました。

1

派遣元・派遣先「双方」の誓約書が必須に

派遣先も「技人国の活動範囲を理解し、現業をさせない」「入管の調査に協力する」ことを書面で誓約。

2

申請時点で派遣先の確定が必要

「とりあえずビザを取ってから派遣先を探す」待機運用は不可。派遣先での具体的業務の証明が必須。

3

在留期間が派遣契約期間に連動

派遣先との契約が6か月なら、在留期間もそれに準じた短期判断に。

4

派遣先への直接確認・実地調査

入管庁が派遣先（ホテル・旅館）へ電話確認や抜き打ちの現場立ち入りを行うことを明記。

5

更新時の提出書類が大幅増加

派遣元管理台帳・派遣先管理台帳・就業状況報告書を提出。許可後も適法就労を事後検証し、矛盾があれば不許可・取消し・罰則。

なお、特定技能（宿泊）は派遣形態での受入れ不可。

特定技能で派遣が認められるのは農業・漁業のみで、宿泊分野は直接雇用に限られます。「派遣会社から特定技能スタッフを」という提案は制度上成立しません。

「派遣会社がOKと言ったから」は通用しない時代へ

派遣元（派遣会社）のリスクと対策

- 派遣先で清掃・配膳等の現業をさせていた場合、誓約違反として以後のビザ審査が厳格化し、不法就労助長罪に問われるリスク
- 既存案件の総点検：派遣中スタッフの「実際の業務」を直ちに確認し、管理台帳を整備。現業が含まれるなら業務再設計または引き揚げ
- 現場人材ニーズには、特定技能（宿泊・ビルクリーニング）の人材紹介・登録支援機関業務へのモデル転換が必要

派遣先（ホテル・旅館）のリスクと対策

- 「派遣元がOKと言った」「就労可能なビザがある」という黙認は、誓約書に署名する以上通用しない
- 派遣スタッフに清掃・配膳等をさせて違法就労が発覚すれば、派遣先の施設側も不法就労助長罪の対象に
- 「丸投げ」からの脱却：受け入れる人材の在留資格を必ず確認し、任せる業務の資格該当性を施設側で審査
- 現場責任者への教育：支配人・料飲部門長等に「この人材に現業を頼まない」ルールを徹底

派遣の技人国は「繁忙期の人手確保の手段」としては使えなくなりました。適法な運用体制の構築が急務です。

「研修の一環です」は通用するか — ジョブローテーションの条件

新入社員にフロント・ベル・ハウスキーピング・レストランをローテーションさせる研修は宿泊業界で一般的です。技人国でこれが認められるのは、次の条件を満たす場合に限られます。

○ 認められる「実務研修」の条件

- 入社後3か月～1年程度など、日本人社員と同様の期間限定であること
- 研修終了後、確実に本部業務・専門的業務に従事する計画があること
- その現場経験が後の専門業務（例：宿泊プランの企画）に必要不可欠と説明できること

× 研修とは評価されないケース

- 「とりあえず現場で」と配属され、本部への異動時期が未定
- 研修期間が終わっても、人手不足を理由に清掃・レストランのヘルプが続く（常態化）
- 1年の研修のうち11か月がベッドメイク等、専門業務との関連が薄い偏った内容

現場でのマルチタスクな業務（清掃・配膳含む）を数年以上任せたいなら、まず特定技能で採用し、本部業務へ移る段階で技人国へ変更するのが適法かつ確実なルートです。

2027年4月、不法就労助長罪が大幅厳罰化

5年以下

拘禁刑（現行3年以下から引き上げ）

500万円

罰金上限（現行300万円から引き上げ）

過失でも処罰

「知らなかった」は通用しない

実刑リスクの上昇：執行猶予を付せるのは3年以下の言渡しの場合のみ（刑法25条1項）。法定刑が5年に上がることで、執行猶予の付かない実刑判決が現実的になります。

宿泊業の典型的な摘発パターン

「フロント・通訳」名目の技人国社員による清掃・配膳の恒常的兼務（混在型）／派遣受入スタッフへの現業依頼（派遣先も処罰対象）／留学生アルバイトの資格外活動超過（週28時間）・在留期限切れの見落とし。摘発事例は実名で報道される時代であり、宿泊業は口コミ・OTA評価への影響が直接的なだけに、レピュテーションの毀損こそが最大の損失になります。

放置した場合の3つのリスクと、いま取れる3つの選択肢

想定されるリスク

更新不許可

更新時に1日のタイムスケジュールの提出を求められ、清掃・配膳の割合の多さが発覚して不許可に。現場の戦力を突然失う。

在留資格の取消し

申請内容と実態の食い違いが虚偽申請と評価されれば、在留期限内でも取消しの対象に。

不法就労助長罪

企業側が「知らなかった」では済まず、過失でも処罰対象。2027年4月以降はさらに重く。

いま取れる選択肢

業務配分の再設計

フロント・企画・通訳など技人国該当業務に職務を寄せ、現業の恒常的なシフト組み込みを解消。職務内容書・研修計画を整備。

特定技能への移行（分野の使い分け）

接客・配膳・フロント中心なら特定技能（宿泊）へ資格変更。清掃も関連業務として付随的に任せられる。現場リーダーは2号で長期雇用も可能に。

本部業務への配置転換

マーケティング・広報・経理・プラン企画等、技人国該当ポストへの異動でキャリアと資格を一致させる。

どの選択肢が適切かは、社員ごとの業務実態・学歴・キャリアプランによって異なります。まず現状の正確な把握が出発点です。

業務内容と在留資格の「適合性レビュー」（無料）のご案内

技人国で在籍されている社員の方（派遣で受け入れている方も含みます）を対象に、現在の配置の更新リスクを判定し、対応の選択肢をご提示します。
※無料レビューは、まず3名までを対象としたサンプル診断です。

1 ヒアリング

対象社員の職務内容・1日の業務配分・キャリアプランを確認（オンライン可・約40分）

2 リスク判定

審査厳格化後の基準・入管庁の対比表に照らして3段階で判定

3 所見のご提示

対応の選択肢（業務再設計／特定技能移行／配置転換）を所見1枚にまとめてお渡し（社内共有用）

リスクの程度に応じて、正式サポートへお進みいただけます

全社員分の職務内容の棚卸（在留資格該当性の正式診断・総括報告書・是正方針）／派遣受入の適法性診断・体制整備（誓約書・管理台帳）／在留資格申請サポート（認定・変更・更新のフルサポート）／特定技能（宿泊・ビルクリーニング）への移行支援・登録支援機関業務／顧問契約／支配人・現場責任者向け社内勉強会（45分・無料）

お申し込み・お問い合わせ

メール contact@touch.or.jp ／ お電話 048-400-2730（埼玉）・03-6825-0994（東京）まで「適合性レビュー希望」とご連絡ください。追って日程調整のご案内を差し上げます。当法人の概要・実績は次ページをご覧ください。

※まずは個別のご相談のみでも承ります（初回30分・無料、オンライン可）

会社概要

埼玉オフィス

〒330-0802

埼玉県さいたま市大宮区宮町1-86-1
1大宮イーストビル5階

東京オフィス

〒103-0027

東京都中央区日本橋3-9-1
日本橋三丁目スクエア2階
CROSSCOOP内

事務所名 行政書士法人タッチ
(特定技能登録支援機関)

所属会 埼玉県行政書士会
東京都行政書士会

代表社員 湯田一輝

職員 行政書士及び行政書士有資格者（7名）
通訳スタッフ（10名）

業務内容

- 外国人在留資格申請
- 対日投資に関する支援業務
(経営管理ビザ, 対日投資コンサルティング等)
- 外国人材の雇用・管理業務
(外国人雇用の業務監査, 支援業務等)

メールでのお問い合わせ contact@touch.or.jp

お電話でのお問い合わせ

埼玉オフィス

048-400-2730

東京オフィス

03-6825-0994

実績

2018年8月

在留資格申請・帰化申請専門の行政書士事務所
「ゆだ行政書士事務所」を創立

2022年4月

個人事務所を法人化し、埼玉県さいたま市大宮区に、「行政書士法人タッチ」を設立

2022年9月

行政書士法人タッチを登録支援機関に登録

2023年11月

代表湯田一輝が
グローバルHR事業協同組合代表理事に就任

2025年4月

代表湯田一輝が全国行政書士法人会
理事就任

2025年12月

東京都中央区に東京オフィスを設立

相談件数
10,000 件超え

累計受任件数
3,000 件超え

Googleクチコミ
4.9

対応国数
70 か国・地域以上

外国人就労者支援事業
企業様の
不法就労対策として
講義活動に従事

支援先
177 社

JAPAN
VISA
TV
Youtubeチャンネル登録者
13,000 人超え

セミナー実績
30 件超え

2022年版『拡大事務所の増やし方』新春大特集!!
FIVE STAR MAGAZINE 2022.01 66
TACNEWS 12月号
雑誌掲載・取材歴
15 件

外国特派員協会
(FCCJ)にて
外国人政策について
実務家の立場から会見

事業領域

海外企業・投資家向け事業



日本進出・会社設立サポート

経営管理ビザサポート

日本企業向け事業



外国人雇用・就労ビザサポート

育成就労ビザサポート
(監理団体／監理支援機関向け)

特定技能ビザサポート
(登録支援機関向け)

アメリカビザサポート
(法人向け)

個人向け事業



国際結婚・配偶者ビザサポート

永住申請サポート

帰化申請サポート

アメリカビザサポート
(個人向け)

アウトバウンド

インバウンド